

年管管発 0328 第 3 号

令和 7 年 3 月 28 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局

年金調整（年金管理）課長 殿

市町村（特別区を含む。）

民生主管部（局）長

国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（ 公 印 省 略 ）

「年金生活者支援給付金事務処理概要」の一部改正について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務処理について、「年金生活者支援給付金事務処理概要」を別添のとおり一部改正したため、御了知いただくようお願いする。

厚生労働省年金局事業管理課

中山、鈴木

代表：03-5253-1111

（内線3680）

FAX：03-3595-2708

(別添)

年金生活者支援給付金事務処理概要

令和 7 年 3 月改正

厚生労働省年金局

目次

I	年金生活者支援給付金制度の概要	- 1 -
1.	目的	- 1 -
2.	年金生活者支援給付金の種別	- 1 -
3.	老齢年金生活者支援給付金	- 1 -
4.	補足的な老齢年金生活者支援給付金	- 4 -
5.	障害年金生活者支援給付金	- 5 -
6.	遺族年金生活者支援給付金	- 6 -
7.	制度の施行日・改正法の施行日	- 6 -
II	所得情報の提供に関する事務	- 7 -
1.	市町村から機構への所得情報等の提供（国保中央会ルート）	- 7 -
2.	新規請求者及び国保中央会ルートによるエラー対応者の所得情報等の取得	- 8 -
3.	所得情報等の確認における留意事項	- 10 -
4.	機構本部における請求書（はがき型）の送付事務	- 15 -
III	請求書の受付・審査等に関する事務	- 16 -
1.	市町村における年金生活者支援給付金請求書等の受理等に関する事務	- 16 -
2.	機構における年金生活者支援給付金請求書に関する事務	- 18 -
3.	相談対応について	- 20 -
IV	その他	- 21 -
1.	遡及支払の取扱いについて	- 21 -
2.	年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	- 21 -
3.	年金生活者支援給付金に関する周知広報また請求事務等の協力要請について	- 21 -
4.	20歳前障害基礎年金所得連名簿の廃止	- 23 -
5.	市町村の生活保護部局との連携について	- 23 -
6.	年金生活者支援給付金の請求勧奨について	- 23 -
7.	事務処理フロー図	- 25 -
VI	様式集	- 29 -

I 年金生活者支援給付金制度の概要

1. 目的

公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が、一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給権者及び所得が一定基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者に対し、福祉的な給付措置として、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「給付金法」という。）に基づき、年金生活者支援給付金を支給し、これらの者の生活の支援を図ることを目的とする。

2. 年金生活者支援給付金の種別

年金生活者支援給付金の種別は以下のとおりである。

- ① 老齢年金生活者支援給付金
- ② 補足的老齢年金生活者支援給付金
- ③ 障害年金生活者支援給付金
- ④ 遺族年金生活者支援給付金

3. 老齢年金生活者支援給付金

(1) 老齢年金生活者支援給付金の支給要件

- ① 老齢基礎年金の受給権者（振替加算のみの老齢基礎年金の受給権者を除く。）のうち、次のいずれにも該当する者に対して老齢年金生活者支援給付金を支給する。

ア 老齢基礎年金の受給権者であって裁定の請求をした者の前年（1月から9月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年。）の所得額（公的年金等の収入金額と前年の所得との合計額）が所得基準額（昭和31年4月2日以後生まれの方の老齢年金生活者支援給付金…789,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢年金生活者支援給付金…787,700円）以下※であること。

イ 世帯全員が地方税の市町村民税を課されていないこと。

ウ 65歳以上であること。

※ 所得基準額は、毎年度、基礎年金の改定額を考慮して決定されるため、各年度における所得基準額は、前年度から改定がある場合、別途お知らせします。

- ② 老齢年金生活者支援給付金は、次に該当する場合には支給しない。

ア 日本国内に住所を有しないとき。

イ 老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

ウ 所得要件に該当しないとき。

エ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(2) 老齢年金生活者支援給付金の額

老齢年金生活者支援給付金の額は、次に掲げる額（50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げ）を合算した額とする。

- ① 給付基準額（月 5,450 円）^(注1) × 保険料納付済期間 ^(注2) ÷ 被保険者月数 480 月 ^(注3)

$$\text{老齢基礎年金の満額}^{(注4)} \times \frac{\text{保険料免除期間} \times 1/6 (1/4 \text{ 免除期間については } 1/12)}{\text{被保険者月数 480 月}^{(注3)}} \times 1/12$$

^(注1) 給付基準額は、毎年度ごとに全国消費者物価指数に応じた改定（「物価スライド」という。以下同じ。）が行われる。上記金額は令和 7 年度の金額である。

^(注2) 他の法令により保険料納付済みとみなされた期間も含む（20 歳前及び 60 歳以降の第 2 号被保険者期間を除く。）。

^(注3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則別表第 4（期間短縮措置）の上欄に掲げる生年月日の者については、上記計算式の「480 月」をそれぞれ下欄の月数に読み替える。また、旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金については、算出の計算式にある被保険者月数 480 月は、次の表の生年月日に応じた被保険者月数とする。

^(注4) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する老齢基礎年金の額 780,900 円 × 改定率。

大正 6 年 4 月 1 日以前に生まれた者	180 月
大正 6 年 4 月 2 日から大正 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	192 月
大正 7 年 4 月 2 日から大正 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	204 月
大正 8 年 4 月 2 日から大正 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	216 月
大正 9 年 4 月 2 日から大正 10 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	228 月
大正 10 年 4 月 2 日から大正 11 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	240 月
大正 11 年 4 月 2 日から大正 12 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	252 月
大正 12 年 4 月 2 日から大正 13 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	264 月
大正 13 年 4 月 2 日から大正 14 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	276 月
大正 14 年 4 月 2 日から大正 15 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	288 月

(3) 老齢年金生活者支援給付金の認定

- ① 老齢年金生活者支援給付金を受けようとするときは、厚生労働大臣に対し、その受給資格及び老齢年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。
- ② 認定を受けた者が支給要件に該当しなくなった後、再び老齢年金生活者支援給付金を受けようとする場合についても、改めて受給資格及び老齢年金生活者支援給付金の額について認定の請求をしなければならない。

(4) 老齢年金生活者支援給付金の支給期間及び支払期月

- ① 老齢年金生活者支援給付金は、認定の請求をした日の属する月の翌月※から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

※ 給付金法第6条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に請求を行ったときは、認定の請求をできなくなった日の属する月の翌月から支給する（Ⅳ1（2）を参照）。

- ② ①にかかわらず、老齢基礎年金の新規裁定請求を行う受給権者は、老齢基礎年金の受給権発生から3ヶ月以内の請求であれば老齢年金生活者支援給付金の支給開始時期は、年金の支給開始月と同一とする。
- ③ 老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期（2ヵ月毎）にそれぞれの前月分までの分を支給する。

ただし、前支払期月に支払うべきであった老齢年金生活者支援給付金又は支給すべき事由が消滅した月の老齢年金生活者支援給付金は、支払期月でない月であっても支給する。

(5) 未支払の老齢年金生活者支援給付金

支給の要件、請求できる者の範囲等は老齢基礎年金の未支給請求と同様とする。ただし、(4)②にかかわらず、年金とは異なり、老齢年金生活者支援給付金の請求を行っていない者が死亡した場合、死亡後に請求はできない。

老齢年金生活者支援給付金の支給を受けている者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき老齢年金生活者支援給付金で、まだ支払っていないものがあるときは、未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求をすることができる。

〔請求できる者の範囲〕

死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者。

〔請求方法〕

年金に係る未支給請求権と年金生活者支援給付金に係る未支払請求権を有している場合は、併せて請求を行うものとする。

(6) 老齢年金生活者支援給付金の額の改定と時期

- ① 3号特例届出による老齢基礎年金額の変更が行われたとき。
- ② 中国残留邦人、北朝鮮拉致被害者及び死刑再審無罪者に係る特例追納等により、老齢基礎年金額の変更が行われたとき。
- ③ 給付基準額の変更があったとき（物価スライド）。
- ④ 特定事由に係る特例保険料が納付される等により、老齢基礎年金額の変更が行われたとき。

※ 改定時期：当該老齢基礎年金額の改定と同時期

4. 補足的老齢年金生活者支援給付金

(1) 補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件

老齢基礎年金の受給権者（振替加算のみの老齢基礎年金の受給権者を除く。）のうち、次のいずれにも該当する者に対して国民年金の保険料納付済期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する。

ア その者の前年（１月から９月まで^{※１}の月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前々年。）の公的年金等の収入金額と前年の所得との合計額（前年所得額）が昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方は 789,300 円を超え 889,300 円以下、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 787,700 円を超え 887,700 円以下^{※２}であること。

イ 世帯全員が地方税の市町村民税を課されていないこと。

ウ 65 歳以上であること。

※１ 令和 3 年からは、所得情報等の切替月が 8 月から 10 月に変更になることに伴い、前々年の所得を用いる期間も 1 月から 9 月までの月分に変更されている。

※２ 所得基準額は、毎年度、基礎年金の改定額を考慮して決定されるため、各年度における所得基準額は、前年度から改定がある場合、別途お知らせします。

※３ 不支給事由については、老齢年金生活者支援給付金と同様とする。

(2) 補足的老齢年金生活者支援給付金の額

補足的老齢年金生活者支援給付金の額は、3. (2)①の老齢年金生活者支援給付金の額からその者の前年の所得額の逡増に応じた額とする。算定式は次のとおり。

$$\underbrace{\text{給付基準額(月 5,450 円)}^{(注1)} \times \left(\frac{\text{保険料納付済期間}^{(注2)}}{\text{被保険者月数 480 月}^{(注3)}} \right)}_{\text{注 1~3 について、3. (2)と同様。}} \times \overbrace{\left(\frac{\begin{array}{l} \text{補足的老齢年金生活者支援給付金の上限額}^{(注4)} \\ - \text{前年の年金収入とその他の所得の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{補足的老齢年金生活者支援給付金の上限額}^{(注4)} \\ - \text{老齢年金生活者支援給付金の上限額}^{(注5)} \end{array}} \right)}^{\text{調整支給率}}$$

(注 4) 昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれの方は 889,300 円、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれの方は 887,700 円。

(注 5) 昭和 31 年 4 月 2 日以後に生まれの方は 789,300 円、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれの方は 787,700 円。

(3) 補足的老齢年金生活者支援給付金の認定、支給期間及び支払期月、未支払補足的老齢年金生活者支援給付金については、老齢年金生活者支援給付金と同様とする。

5. 障害年金生活者支援給付金

(1) 障害年金生活者支援給付金の支給要件

- ① 障害基礎年金の受給権者のうち、次に該当する者に対して障害年金生活者支援給付金を支給する。

障害基礎年金の受給権者であって裁定の請求をした者の前年（1月から9月まで※¹の月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。）の所得が所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて政令で定める額（政令で定める額は472.1万円※²）以下※³であること。

※¹ 令和3年からは、所得情報等の切替月が8月から10月に変更になることに伴い、前々年の所得を用いる期間も1月から9月までの月分に変更されている。

※² 平成30年度税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令において、障害・遺族年金生活者支援給付金の所得基準額が10万円引き上げられ、「472.1万円」となっている（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「給付金令」という。）第8条の改正。）。

※³

- ・扶養親族等がないときは、前年の所得が472.1万円以下であること。
- ・扶養親族等があるときは、前年の所得が472.1万円＋扶養親族等の数×38万円（注）以下であること。

（注）同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

- ② 障害年金生活者支援給付金は、次に該当する場合には支給しない。

- ア 日本国内に住所を有しないとき。
- イ 障害基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。
- ウ 所得要件に該当しないとき。
- エ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。
- オ 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

(2) 障害年金生活者支援給付金の額

- ① 障害等級2級に該当する障害基礎年金の受給権者は、給付基準額（月5,450円※）
- ② 障害等級1級に該当する障害基礎年金の受給権者は、給付基準額（月6,813円※）

※ 給付基準額は、毎年度ごとに「物価スライド」が行われる。上記金額は令和7年度の金額である。

(3) 障害年金生活者支援給付金の認定、支給期間及び支払期月、未支払障害年金生活者支援給付金については、老齢年金生活者支援給付金と同様とする。

(4) 障害年金生活者支援給付金の額の改定と時期

- ① 障害基礎年金の障害等級の変更があったとき。
- ② 給付基準額の変更があったとき（物価スライド）。
- ※ 改定時期は、障害基礎年金額の改定と同時期とする。

6. 遺族年金生活者支援給付金

(1) 遺族年金生活者支援給付金の支給要件

遺族基礎年金の受給権者のうち、所得要件※に該当する者に対して遺族年金生活者支援給付金を支給する。

※ 障害年金生活者支援給付金と同様の所得要件によって判定される。

(2) 遺族年金生活者支援給付金の額

遺族年金生活者支援給付金の額は、給付基準額（月 5,450 円※）とする。

ただし、国民年金法第 39 条の 2 の規定により 2 人以上の子が遺族基礎年金を受けている場合における当該子に支給する遺族年金生活者支援給付金の額は、給付基準額を当該子の数で除して得た額（50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げ）とする。

※ 給付基準額は、毎年度ごとに「物価スライド」が行われる。上記金額は令和 7 年度の金額である。

(3) 遺族年金生活者支援給付金の認定、支給期間及び支払期月、未支払遺族年金生活者支援給付金については、老齢年金生活者支援給付金と同様とする。

(4) 遺族年金生活者支援給付金の額の改定と時期

① 給付金法第 21 条第 2 項の規定により 2 人以上の子が遺族年金生活者支援給付金を受けている場合にあっては、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じた日の属する月の翌月から改定する。

② 給付基準額の変更があったとき（物価スライド）。

※ 改定時期は、遺族基礎年金額の改定と同時期とする。

7. 制度の施行日・改正法の施行日

(1) 施行日

令和元年 10 月 1 日施行

(2) 改正法の施行日

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、以下のとおり給付金法の一部が改正された。

① 令和 2 年 6 月 5 日施行

年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し、厚生労働大臣が市町村に対し所得情報等の提供を求めることができる者の範囲に、毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者を追加。

② 令和 3 年 8 月 1 日施行

所得情報等の切替月を 8 月から 10 月へ変更。

Ⅱ 所得情報の提供に関する事務

1. 市町村から機構への所得情報等の提供（国保中央会ルート）

市町村から日本年金機構（以下「機構」という。）への所得情報等の提供については下記のとおりであるので、市町村において遺漏のないよう取り扱われたい。

また、所得情報等の提供に係る市町村と機構との間のデータの授受については、介護保険料等の特別徴収の仕組みを活用することとし、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を経由（以下「国保中央会ルート」という。）して行うこと。

(1) 機構から市町村への通知

機構は、年金生活者支援給付金に関する処分について必要な情報を求めるため、毎年4月1日時点における既受給者等（既受給者（毎年4月1日における年金生活者支援給付金の受給者をいう。以下同じ。）及び毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者（給付金令第13条の2に規定する者をいう。以下「受給候補者」という。）を総称する。以下同じ。）について、毎年5月31日までに既受給者等が毎年4月1日時点において住所を有する市町村に対し、既受給者等の氏名、住所及び基礎年金番号等を通知する。

(2) 市町村から機構への所得情報等の提供

(1)の通知を受けた市町村は、国保連合会が毎年7月31日までの間で指定する日までに、毎年4月1日時点における既受給者等及びその世帯員に関する以下に掲げる所得情報等を、3の記載内容に留意の上、機構に提供すること。

＜老齢年金生活者支援給付金・補足的老齢年金生活者支援給付金の認定に必要な所得情報等＞

① 前年の所得（ $a+b-c$ ）

- a 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）
- b 公的年金等の収入金額（所得税法第35条第3項）
- c 公的年金等に係る雑所得の金額（所得税法第35条第2項第1号）

② 個人住民税の世帯非課税

- a 個人住民税の世帯課税／非課税区分

＜障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金の認定に必要な所得情報等＞

① 前年の所得

- a 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額
- b 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額
- c 障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除[※]及び勤労学生控除の

対象者

d 地方税法附則第6条第1項に規定する免除にかかる所得額

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により寡婦控除及び寡夫控除がひとり親控除及び寡婦控除に再編されたことに伴い、障害・遺族年金生活者支援給付金の支給要件の判定に係る所得の額を計算する際、ひとり親控除を受けた者については、35万円控除することとされた（給付金令第10条第2項の改正）。

② 次に掲げる扶養親族等のそれぞれの数

a 同一生計配偶者及び扶養親族

b 同一生計配偶者のうち70歳以上の者及び老人扶養親族

c 特定扶養親族

d 16歳以上19歳未満の扶養親族

(3) 未申告者の取扱い

(2)において情報提供の対象となっている所得情報等については、原則として市町村民税及び道府県民税の課税情報を用いることとなるが、情報提供の対象者がこれらの税の申告を行っていない（いわゆる未申告者）等の理由によりこうした情報を参照することが困難である場合には、申告を行っていない者については、改めて申告を求めず『未申告』として市町村から機構に情報を提供すること。その場合、機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、未申告者を非課税者として取り扱う。なお、対象者の世帯員についても同様の取扱いとする。

（参考）所得の申告義務を有しない者として、次に掲げる①及び②が地方税法第317条の2に規定されている。なお、②については、実際に多くの市町村が条例で地方税法上の申告義務を課さない者について独自に定めている。

① 給与又は老齢年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は老齢年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

② 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの

2. 新規請求者及び国保中央会ルートによるエラー対応者の所得情報等の取得

年金生活支援給付金の新規請求者（毎年4月2日以降に基礎年金が裁定される者をいう。以下同じ。）及び国保中央会ルートエラー対応者（国保中央会ルートで、対象者が不突合であった者や直近の転入者であった場合等により、機構が所得情報等を取得することができなかった者をいう。以下同じ。）の所得情報等の取得については、原則、次の(1)マイナンバー情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 8 号の規定に基づく番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）により取得を行うこととする。

なお、年金生活支援給付金の手続におけるマイナンバー情報連携については、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について」（令和元年 6 月 11 日付け年管企発 0611 第 2 号年管管発 0611 第 2 号厚生労働省年金局事業企画課長厚生労働省事業管理課長連名通知）に記載のとおり、令和元年 7 月 1 日に機構から地方公共団体等への住民票関係情報や地方税関係情報等に係る情報照会について本格運用を開始している。

(1) マイナンバー情報連携による所得情報等の取得

機構では、マイナンバー情報連携により、新規請求者及び国保中央会ルートエラー対応者に関する年金生活者支援給付金の支給要件の判定に必要な所得情報等について、取得を行うこととしている。

(2) マイナンバー情報連携エラー対応者のうち受給候補者に係る対応

機構は、マイナンバー情報連携エラー対応者（新規請求者及び国保中央会ルートエラー対応者のうち、マイナンバー情報連携によっても、機構が所得情報等を取得できなかった者をいう。以下同じ。）のうち受給候補者については、次のとおり請求書及び所得状況届を送付し、当該者に係る所得情報等を取得する。

- ① 機構は請求書（様式 2 参照）及び所得状況届（様式 4 及び様式 5 参照）を送付する。
- ② 所得状況届については、市町村において、次のいずれかの方法で所得内容の証明を受けて提出する。

なお、市町村における所得の証明は、1 月 1 日時点の住所がある市町村で行うことになるため、本人について、現住所と異なる場合は同日時点の住所があった市町村から所得内容の証明を受けること。

i 所得状況届に所得証明書等を添付する方法※

受給候補者は、所得状況届を提出する際、市町村にて所得証明書、課税証明書又は非課税証明書（以下「所得証明書等」という。）及び住民票（老齢年金生活者支援給付金の場合）を取得し、所得及び世帯の証明のための添付資料とする。

※ 18 歳未満の世帯員については、非課税証明書に代えて、「所得にかかる申立書」（様式 6 参照）を添付資料として差し支えない。

ii 所得状況届に必要事項を記載・証明してもらう方法※

受給候補者は、市町村に所得状況届の提示を行い、必要事項の記載・証明を求める。（所得状況届に必要な所得の記載を行うため、所得証明書等の添付は求めない。）

※ いわゆる「第 1 号被保険者期間のみを有する者」等のみ

(3) マイナンバー情報連携エラー対応者のうち既受給者に係る対応

マイナンバー情報連携エラー対応者のうち既受給者については、請求書は不要であるが、所得状況届を送付し、当該者に係る所得情報等を取得する。

なお、所得状況届については、市町村において、(2)② i 又は ii のいずれかの方法で所得内容の証明を受けた上で提出する。

※ 給付金令第 15 条第 1 項第 7 号により、既受給者に係る所得状況届の受理等の事務は、市町村の法定受託事務とされている。

(4) 市町村による所得証明（公用照会）

機構は、必要に応じ、市町村に対し、紙媒体（様式 7 及び様式 8 参照）による所得証明を求める（公用照会）。その際は、照会を行う対象者及び世帯員について、1 月 1 日時点で他の市町村に住所があったために、課税情報を把握できていない場合は、課税市町村を把握するために前住所地情報の明示を求めるものとする。

3. 所得情報等の確認における留意事項

機構が年金生活者支援給付金の支給要件を判定するに当たっては、基礎年金の受給情報という機構が保有する情報に加え、所得情報等という機構が保有していない情報が必要となる。後者の機構が保有していない所得情報等については、市町村が保有する情報であるため、機構が当該情報を把握するには市町村と所得情報等を交換するなどの実務が必要となる。このことを踏まえ、年金生活者支援給付金の支給要件の判定に当たっては、次のことに留意すること。

(1) 認定時の支給要件の判定

機構は、国保中央会ルート、マイナンバー情報連携、所得状況届、公用照会のいずれかの方法により、所得情報等を把握することとなる。このため、機構は把握した時点の所得情報等を用いて支給要件の判定を行い、認定事務を実施するものとする。

従って、所得情報等の把握方法により、結果として、いつ時点の所得情報等により支給要件の判定が行われるかが異なることとなるが、これを整理すると次のとおりとなる。

所得情報等の把握方法	所得情報等の時点
国保中央会ルート	世帯情報：4 月 1 日時点※ 1 所得情報：市町村における所得情報収録日時点
マイナンバー情報連携	機構がマイナンバー情報連携により情報を取得する時点において情報提供ネットワークシステムに登録されている情報を、市町村が登録した時点※ 2
所得状況届	市町村が証明を行った日時点※ 2
公用照会	市町村が照会の回答を行った日時点※ 2

※ 1 可能な限り 4 月 1 日以降に判明した 4 月 1 日以前の異動情報（事後的な届出）を反映する。

※ 2 既受給者等の支給要件の判定に当たっては、9 月 30 日以前に照会や証明を行う場合は直近時点、10 月 1 日以降に照会や証明を行う場合は 9 月 30 日時点とする。

既受給者等の支給要件の判定を行う際に、国保中央会ルートで所得情報等が取得できなかった場合は、マイナンバー情報連携により所得情報等を取得するが、その際、機構においてマイナンバー情報連携で照会する所得情報等の時点は、9月30日以前に照会を行う場合は直近時点と、10月1日以降に照会を行う場合は9月30日時点とすること。

また、国保中央会ルート及びマイナンバー情報連携により所得情報等を取得できなかった者については、毎年9月頃から順次、既受給者には所得状況届をお送りし、受給候補者には給付金請求書と所得状況届をお送りする。これを受け、市町村において所得状況届により所得等の証明を行う場合は、9月30日以前に所得等の証明を行う場合は直近時点と、10月1日以降に所得等の証明を行う場合は9月30日を指定して行うことが望ましい。

(2) 所得情報等の変動が生じた場合の取扱い

既受給者について、毎年度、国保中央会ルートにより市町村から当該者に係る所得情報等の提供を受けて、機構は、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者であるか否かを判定することとしている。このため、国保中央会ルートにより把握する前年の所得情報等は、市町村において毎年5～6月頃に確定する地方税情報を毎年7月31日までに機構へ提供するものであることを踏まえ、国保中央会ルートの情報により既受給者が年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなったことが確認された場合には、10月分の年金生活者支援給付金から支給しないこととする。

なお、所得情報等については、市町村から国保中央会ルートにより所得情報等の提供を受けて支給要件の判定を行うこととしており、所得情報等の変動が生じたことについて既受給者に届出義務を課す規定等は設けられていないが、機構において所得情報等の変動の事実を実務上把握した場合には、支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行うこととなる。

(3) 同一生計配偶者と16歳以上19歳未満控除対象扶養親族の取扱い

障害・遺族年金生活者支援給付金については、扶養親族等の数により所得基準額が加算されることとなっている。このため、所得情報等を取得する際に、同一生計配偶者（所得額が1,000万円以上の者の配偶者に限る。）と16歳以上19歳未満控除対象扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）については、所得審査を行うために必要な情報であるが、同一生計配偶者等の情報は、税法上把握する必要のないものと整理され、多くの市町村において同一生計配偶者等の人数は把握していない情報となっている。

したがって、機構が市町村から情報を得にくい情報であるが、所得審査を行うために必要な情報であるため、市町村から情報を得られなかった場合には、機構は所得審査の対象者に対して照会を行い、同一生計配偶者等の人数について把握に努めること。

ただし、全ての所得審査の対象者について照会する必要はなく、所得要件を上回る所得を持つ者などに絞って照会を行うこと。

(4) 条約適用利子等の額の取扱い

条約適用利子・配当等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等及び同条第12項に規定する条約適用配当等をいう。以下同じ。）の額及び特例適用利子・配当等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等の額及び同条第4項に規定する特例適用配当等をいう。以下同じ。）の額については、令和2年度の審査・判定に用いる所得（令和元年1月～12月分の所得）から、マイナンバー情報連携により条約適用利子・配当等及び特例適用利子・配当等の額の照会が可能となっている。

(5) 市町村における所得情報等の収録の際の留意事項

① 市町村から機構へ提供する所得情報等提供データ（71通知）の作成について

市町村は、法令等に規定されているもののほか、

- ・ 「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（令和3年1月7日付け年管管発0107第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」（以下「媒体仕様書」という。）
- ・ 「令和7年度における年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への所得情報データの提供に関する事務について」（令和7年3月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）の別添2「所得情報を収録する際の留意事項」

に基づき、71通知が作成されているか、その他誤りや漏れがないかを十分かつ確実に確認した上で国保連合会に回付すること。

② 個人の特定方法

所得情報等提供データの提供における個人の特定方法については、まずは、基礎年金番号により突合し、基礎年金番号を保有していない者については、本人特定のための4情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）により突合すること。この基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行うよう努めること。なお、システム上、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報による突合を行うことができない市町村においては、本人特定に至らなかった者について、可能な範囲で、目視等により、当該者が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答するよう努めること。

また、機構が提供する4情報については、住民基本台帳における表記と異なる場合があるため（例：住所情報について、住民基本台帳では「1丁目1番地1号」と表記されているが、機構が提供する情報は「1-1-1」と表記。）、4情報により突合する場合は、可能な範囲で、目視等による確認を行うこと。

③ 所得情報設定表示

市町村が提供する所得情報等提供データに収録する所得情報設定表示 1（老齢の事務に係る所得情報等）及び 2（障害又は遺族の事務に係る所得情報等）については、媒体仕様書において、以下の「1」～「5」までのコード値を入力することとしているため、留意すること。

コード値		コード値の取扱い
1	未設定	「2」～「5」にも該当しないような場合。 ※ 当該者を本人特定できない場合は、「1」ではなく「4」を入力すること。基本的に未設定はあり得ない。
2	設定済・把握している	当該者が存在し、かつ、当該者及び世帯全員の所得情報等（世帯課税に係る情報を含む。以下同じ。）を把握している場合。
3	設定済・把握していない	当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも所得情報等を把握していない場合。 （例えば、1月1日時点で他市町村に在していたため所得情報等を把握できない者（転入者等））
4	設定済・該当者なし	当該者が存在しない場合。（市外転出、死亡等）
5	設定済・未申告者あり	当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも未申告者であることを把握している場合。 ※ 所得情報設定表示 1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合において、世帯内に所得情報等について、「把握していない」の方と「未申告」の方が共に存在するときは、「5」ではなく「3」を入力すること。 （例えば、既受給者は申告済、配偶者は未申告、子は転入者の場合、コード値は「3」を設定する。） ※ 同一世帯員に未申告者がいる場合であっても、当該既受給者の所得情報を把握している場合、「前年所得合計額 1」は把握している所得情報を設定すること（「0」（初期値）を設定しない）。

※ 上表は、所得情報設定表示 1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合の設定方法。

※ 所得情報設定表示 2 (障害又は遺族の事務に係る所得情報等)を設定する場合は、当該者の状況のみにより「1」～「5」を選択すること。同一世帯員に係る状況は不要であること。

④ 同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱い

住民登録外課税をしている同一世帯の世帯員がいる場合については、所得情報設定表示 1 に「3:設定済・把握していない」を設定すること。なお、対象者本人が住民登録外課税者である場合については、「3:設定済・把握していない」を設定すること。

⑤ 世帯課税区分について

市町村が提供する所得情報等提供データに収録する世帯課税区分については、4月1日時点の世帯情報により設定すること(1月から3月までの間に転出や死亡した世帯員を判定の対象としないこと)。

また、給付金受給者等又は同一世帯員のいずれかが未申告者であっても、給付金受給者等又は同一世帯員に1人でも課税者がいる場合、「世帯課税区分」については「1:世帯課税」を設定すること(「0」(初期値)を設定しない)。

⑥ DV・虐待等被害者の所得情報等の提供について

市町村から機構へ提供いただくものは所得情報等であり、DV・虐待等被害者の居所等が推測される情報を求めているわけではないため、法第36条、第37条及び第39条(法施行前においては経過措置政令第1条及び第3条)を根拠に情報提供を行うこと。なお、機構においても、給付金の請求者がDV・虐待等被害者である場合には、年金事務と同様に、秘密の保持の配慮などを行うこととする。

⑦ その他

ア 入力誤り等の事務処理誤り防止について

所得情報等提供データ作成時において、入力誤り等の事務処理の誤りを防止する観点から、設定表示「1」～「5」の件数等が、前回提出時点と著しく乖離した場合や件数の分布が偏っている場合は、システム運用に誤りがなく及びデータ入力作業に誤りがなくを確認し、必要に応じデータ内容の検証も行うこと。

イ 受入エラーの対応について

次に掲げる修正等は、機構において、受入エラーが発生し、要件判定を行えない原因となるため、行ってはいけないことに留意すること。

- i 機構から送付した所得情報等提供依頼データに収録された4情報を修正すること(当該情報が住民基本台帳上における4情報と異なっていた場合を含む)。
- ii 4情報以外の修正等をしてはいけない項目(詳細は媒体仕様書P27を参照)を修正すること。
- iii 機構から送付した所得情報等提供依頼データへ対象者の追加をすること。

(6) マイナンバー情報連携における留意事項

① 住民登録外課税者の取扱い

機構が、住民票登録のある市町村に対してマイナンバー情報連携による照会を行った結果、「住民登録外課税の有無」が「(1. 他市で課税されている者)」となっている場合は、住民登録外課税者の課税地市区町村コードを確認し、対象市町村に対して、マイナンバー情報連携により所得情報等を照会する。

② 1月1日時点において、日本に住民票の住所を有していなかった者の取扱い

海外に居住していた又は転出届を出したまま転入届を出していない等の理由により、1月1日時点において、日本に住民票の住所を有していなかった者については、機構が当該者の前年における住民票の住所地の全てに対し、マイナンバー情報連携により所得情報を照会することとしており、照会してもなお当該者に課税している市町村がない場合は、当該者を非課税者として取り扱う。

③ マイナンバー情報連携におけるエラー等が発生した者の取扱い

ア 機構が1月1日に住民票がある市町村にマイナンバー情報連携による照会を行った際に、DV・虐待等被害者については「自動応答不可」の情報が返される又は「照会中」という表示のままとなることが想定される。市町村は、機構から照会がなされた際には、当該照会に係る者について、不開示コードの設定がなされているか否かを確認した上で、情報提供許可の操作を行われたい。

イ 機構が1月1日に住民票がある市町村にマイナンバー情報連携による照会を行った際に、何らかの理由により「情報提供エラー」や「機関別符号未発行エラー」等となった者に係る所得情報等については、機構が市町村に当該エラーに関する対応を求める又は公用照会により所得情報等を取得する。

4. 機構本部における請求書（はがき型）の送付事務

機構本部は、毎年4月1日時点の受給候補者に対しては、国保中央会ルートによって市町村から提供を受ける所得情報等や、マイナンバー情報連携により取得した所得情報等を基にして、要件審査を行い、受給資格要件に該当する者に対して請求書（はがき型）を毎年9月頃から順次送付をしている。

また、請求書（はがき型）は、機構本部から受給候補者宛て郵送し、当該者は氏名等を記入の上、機構本部に返送することとしている。このため、基本的に市町村の窓口への提出はないが、仮に、市町村の窓口で当該請求書を受理した場合には、年金事務所へ回付すること。

Ⅲ 請求書の受付・審査等に関する事務

請求書の受付・審査等の事務処理については、下記のとおりであるので、市町村において遺漏のないよう取り扱われたい。以下 1 (1) で示すとおり、市町村へ認定の請求が行われるのは、第 1 号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金や第 1 号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金等に限られる。(7. 事務処理フロー④参照) また、機構においては、以下 2 及び 3 の事務を実施すること。

1. 市町村における年金生活者支援給付金請求書等の受理等に関する事務

(1) 受付・内容点検等を行う請求

次に掲げるものについては、市町村において受付・内容点検等を行うこと。

- ア 第 1 号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求等
- イ 第 1 号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金の認定の請求等
- ウ 第 1 号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金の認定の請求等
- エ 第 1 号被保険者期間及び第 3 号被保険者期間等に初診日がある傷病に係る障害基礎年金に係る障害年金生活者支援給付金の未支払分の請求等
- オ 第 1 号被保険者期間及び第 3 号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金を受給している者に係る遺族年金生活者支援給付金の未支払分の請求等

※ 1 市町村において受付を行った請求に係る所得要件の判定に当たっては、機構において、Ⅱ 3 (1) のマイナンバー情報連携で所得情報等の取得を行うため、請求書の受付時には、所得状況届の提出は不要であること。なお、当該情報連携を行っても所得情報等を取得できない場合、改めて所得状況届の提出を求めることとしている。

※ 2 市町村において「障害年金受給権者支給停止事由消滅届」を受け付けたときには、障害基礎年金の支給が再開となるため、必要に応じてイ（第 1 号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金の認定の請求等）に関する説明を行うこと。

(2) 受付処理簿の備え付け

市町村において受付した年金生活者支援給付金の請求書等については受付処理簿により管理すること。受付処理簿は受付順に以下の項目を記載すること。

なお、受付処理簿と同様の内容を電子媒体により管理する場合は、これに代えることができるものとする。

- ア 受付年月日
- イ 受付番号
- ウ 請求書の種別・届書の内容

- エ 氏名
- オ 処理経過
- カ 報告年月日
- キ その他必要な事項

(3) 年金生活者支援給付金の認定の請求に関する事務

請求書が市町村に提出された場合は、以下のとおり処理を行うこと。

- ア 請求書に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。
- イ 受付処理簿に受付年月日、受付番号、請求書の種類及び請求者の氏名を記載する。
- ウ 請求書に添えて、年金証書等が提出されたときは、受付処理簿にその旨を記入し、返付する。また、請求書等に添えて、番号確認書類及び身元（実存）確認書類が提出されたときは、届書等又は受付処理簿にその旨を記入し、返付する。
- エ 請求書の記載内容に不備がないか確認する。
- オ 請求書の記載に補正できない程度の不備があるとき、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該請求書等を提出者に返付する。
- カ オの規定により返付した請求書が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。
- キ 送付書に送付書類名、送付年月日及び送付件数を記載し、管轄の年金事務所に送付する。
※ 送付書は任意様式

(4) 未支払年金生活者支援給付金請求書に関する事務

「未支払年金生活者支援給付金請求書」（以下「未支払請求書」という。様式3）が市町村に提出された場合は、(3)の例により処理を行うほか、未支給年金の請求書を取り扱う際と同様、以下のとおり処理を行うこと。

ただし、未支払請求書は、未支給年金の請求書と一緒に提出[※]することとし、以下の処理について、未支給年金の請求時に確認できる場合には省略することができる。

※ 未支払請求書と未支給年金の請求書は、一体としている。

- ア 未支払請求書に添えて、年金生活者支援給付金の受給資格者の死亡の事実を明らかにすることができる書類、死亡者と請求者との身分を明らかにすることができる書類及び生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類が添付されているか確認する。
- イ 未支払請求書及びその添付書類の所定事項について審査を行う。
- ウ 請求者から戸籍謄本、住民票その他の添付書類に係る原本還付請求があった場合には、原本と相違がない旨を証明した謄本をもってこれに代え、当該添付書類の原本を還付する。ただし、未支払請求書の提出のためにのみ作成された添付書類については、この限りでない。

(5) その他の届出等に関する事務

氏名変更届、死亡届等については、年金の届出に連動して処理を行うため、年金生活者支援給付金単独での届出は行われない。

2. 機構における年金生活者支援給付金請求書に関する事務

(1) 受付・審査等を行う請求

1(1)に掲げるもの以外の次のものについて、機構において受付・審査等を行う。

なお、1(1)の市町村受付請求書については、市町村からの回送後審査を行う。

ア 老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求

イ 障害年金生活者支援給付金の認定の請求

ウ 遺族年金生活者支援給付金の認定の請求

エ 老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の未支払分の請求

オ 障害年金生活者支援給付金の未支払分の請求

カ 遺族年金生活者支援給付金の未支払分の請求

(2) その他の受付・審査等を行う届出

次の届出について、機構において受付・審査等を行う。

ア 所得状況届（様式4、様式5）

所得状況届は、機構が既に把握している情報や市町村から提供を受けて把握した情報からでは所得情報等の確認ができない場合に限り、本人から所得情報等を取得するための届書

イ 年金生活者支援給付金不支給事由該当届（様式9）

日本国内に住所を有しなくなったとき又は刑事施設等に拘禁されたとき等※に、年金生活者支援給付金を支給しないための届書

※ 基礎年金が全額支給停止になったときも年金生活者支援給付金は支給しないが、この場合は機構で把握できるため届出は不要とする。

ウ 年金生活者支援給付金受取機関変更届（様式10）

年金生活者支援給付金は、原則、年金と同じ口座に振り込むこととしているが、年金生活者支援給付金の既受給者等が、受取機関を年金と別の口座としたいと特に希望した場合に受取機関を変更するための届書

エ 年金生活者支援給付金受給辞退申出書（様式11）

年金生活者支援給付金の受給者が年金生活者支援給付金の取下げを申し出る際に提出する届書

オ 扶養親族に関する申立書（様式12）

同一生計配偶者と16歳以上19歳未満控除対象扶養親族を申し立てする際に提出する届書（Ⅱ.3.(3)で使用）

※ 諸変更その他の届出については、年金の届出に連動して処理を行うため、年金生活者支援給付金単独での届出は原則行わない。

- (3) 年金事務所における年金生活者支援給付金の認定の請求に関する事務
請求書が年金事務所に提出された場合は、以下のとおり処理を行う。
- ア 請求書に受付印を押す。
 - イ 受付管理簿に受付年月日、請求書の種類、請求者の氏名、基礎年金番号等を記載する。
 - ウ 請求書の記載内容に不備がないか確認する。
 - エ 請求者の所得確認等のために、Ⅱ 3(1)のとおりマイナンバー情報連携を活用し必要な所得情報等を取得する。マイナンバー情報連携で所得情報等を取得できない場合は、所得状況届又は所得証明（公用照会）を活用して取得する。
 - オ 請求書の内容審査を行う。
 - カ 送付書に送付年月日、送付件数を記載し、管轄の事務センターに送付する。
- (4) 事務センターにおける年金生活者支援給付金の認定の請求に関する事務
請求書が年金事務所から事務センターに提出された場合は、以下のとおり処理を行う。
- ア 管轄の年金事務所から送付された請求書に受付印を押す。
 - イ 受付管理簿に受付年月日、請求書の種類、請求者の氏名、基礎年金番号等を記載する。
 - ウ 請求書の記載内容に不備がないか確認する。
 - エ 請求書の入力処理を行う。
 - オ 認定処理の決定を行った者について、処理結果を※市町村に送付する。
※ 処理結果の内容は、基礎年金番号、個人番号、氏名、生年月日、住所、年金生活者支援給付金種別、給付決定額（月額）、支払開始月、支給決定又は不支給決定（不支給決定については理由を付記）等を、紙媒体で送付する。
 - カ 請求者に、支給決定通知書又は不該当通知書を送付する。
- (5) 年金事務所におけるその他の届出に関する事務
届出が年金事務所に提出された場合は、以下のとおり処理を行う。
- ア 届書に受付印を押す。
 - イ 受付管理簿に受付年月日、請求書の種類、請求者の氏名、基礎年金番号等を記載する。
 - ウ 届書の記載内容に不備がないか確認する。
 - エ 届書の内容審査を行う。
 - オ 送付書に送付年月日、送付件数を記載し、管轄の事務センターに送付する。
- (6) 事務センターにおけるその他の届出に関する事務
届出が年金事務所から事務センターに提出された場合は、以下のとおり処理を行う。
- ア 管轄の年金事務所から送付された届出に受付印を押す。
 - イ 受付管理簿に受付年月日、請求書の種類、届出者の氏名、基礎年金番号等を記載する。

- ウ 届書の記載内容に不備がないか確認する。
- エ 届書の入力処理を行う。
- オ 届出者に、各種決定通知書等を送付する。

3. 相談対応について

機構本部は、年金生活者支援給付金の相談対応について、コールセンターの「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」（0570-05-4092）で対応する。

Ⅳ その他

1. 遡及支払の取扱いについて

- (1) 年金生活者支援給付金の支給は、請求を行った日の属する月の翌月から支給することが原則であるが、請求書（はがき型）の提出期間を十分に確保し、年金生活者支援給付金の未支給が生じないようにする観点から、給付金令第12条の2において、毎年10月分の年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者から、当該各年の10月1日から12月31日までの間に、請求書（はがき型）等の返送により認定の請求があった場合については、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなして、10月分の年金生活者支援給付金から支給を行う旨が規定されている※。

※ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和2年政令第369号）において給付金令第12条の2が新設（令和3年8月1日施行）。

- (2) このほか、受給候補者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、理由がやんだ後15日以内に請求をしたときは、年金生活者支援給付金の支給は、災害その他やむを得ない理由により請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給する旨が法第6条第2項に規定されている。

2. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金

市町村に行っていただく法定受託事務及び相談窓口対応等の協力連携事務については、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金を措置するために、令和2年度以降の恒久的な交付要綱として、「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱」の制定について」（令和2年4月22日付け厚生労働省発年0422第17号厚生労働省事務次官通知）の別紙「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱」を定めたところである。

3. 年金生活者支援給付金に関する周知広報また請求事務等の協力要請について

(1) 周知広報

令和7年度については、厚生労働省のホームページ上で年金生活者支援給付金制度についての周知広報を行い、請求書（はがき型）の送付時期に併せ、インターネット等を活用し、周知広報を行うこととしている。また、機構や金融機関等と連携してポスターの掲示やチラシを活用した周知広報を行うこととしており、市町村においてもポスターの掲示やチラシを設置する等の周知広報にご協力いただきたい。その際、

- ・ 請求書（はがき型）は令和7年9月頃から順次送付予定であること
- ・ 前年所得額が更正等される方で年金生活者支援給付金の支給額等に影響がでる方については年金事務所にご相談いただきたいこと
- ・ 機構のコールセンターは、年金生活者支援給付金専用ダイヤル（0570-05-4092）で対応していること

にご留意いただき、適切な時期に周知広報の実施をお願いしたいと考えており、詳細については追ってお示しする予定である。

(2) 請求事務の協力要請

令和6年8月28日付けで、関係機関及び都道府県等に対し、年金生活者支援給付金の請求手続等に関して以下の内容に関する周知・協力依頼を行った。

- ・ 給付金対象者である生活保護受給者に確実に年金生活者支援給付金を支給するため、都道府県等の民生主管部局長等宛てに、被保護者の給付金請求手続の状況を把握し、被保護者に対して、年金生活者支援給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」に相談可能であること等を伝えるなどの請求手続に関して必要な助言指導を行っていただきたい旨を发出（「年金生活者支援給付金制度の円滑な請求手続の実施等に係る留意点について」（令和6年8月28日付け社援保発 0828 第1号・年管管発 0828 第5号・厚生労働省社会・援護局保護課長・厚生労働省年金局事業管理課長連名通知））
- ・ 障害者に確実に年金生活者支援給付金を支給するため、都道府県の障害保健福祉主管部長等宛てに、障害者の利用する施設等へ請求書（はがき型）や給付金請求書等が送付された場合には、確実に請求者のお手元へ届くよう配慮し、可能な限りの御協力をいただきたい旨を通知（「年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）」（令和6年8月28日付け障企発 0828 第1号・年管管発 0828 第4号・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・年金局事業管理課長連名通知））
- ・ 介護保険施設入所者等の介護サービスを利用している者に確実に年金生活者支援給付金を支給するため、都道府県の民生主管部局長等宛てに、介護保険施設等へ請求書（はがき型）や給付金請求書等が送付された場合には、確実に請求者のお手元へ届くよう御配慮し、可能な限りの御協力をいただきたい旨を通知（「年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）」（令和6年8月28日付け老高発 0828 第1号・老認発 0828 第1号・老老発 0828 第1号・年管管発 0828 第1号・厚生労働省老健局高齢者支援課長・老健局認知症施策・地域介護推進課長・老健局老人保健課長・年金局事業管理課長連名通知））
- ・ 民生委員や社会福祉協議会等の支援を受ける地域住民に確実に年金生活者支援給付金を支給するため、全国社会福祉協議会会長等宛てに、日常の民生委員活動の中で、請求書（はがき型）の対象者等から助言等を求められた場合に、年金生活者支援給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」に相談可能であること等を伝えるなど、必要な助言指導を行っていただきたい旨を通知（「年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）」（令和6年8月28日付け社援地発 0828 第1号・年管管発 0828 第2号、3号・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・年金局事業管理課長連名通知））
- ・ 矯正施設等に対し、年金生活者支援給付金が刑又は保護処分の執行等により受給資格が消滅することから、刑事施設に収容されている被収容者等に対し、「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の提出が必要であること等の注意喚起を行って

ただきたい旨を通知（「「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」の一部改正について（通知）」（令和元年 9 月 12 日付け法務省矯成第 1113 号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知））

4. 20 歳前障害基礎年金所得連名簿の廃止

給付金法の施行に伴い、20 歳前障害基礎年金と障害年金生活者支援給付金の対象者及び所得要件は概ね同じであることから、障害年金生活者支援給付金で取得する所得情報と同時に 20 歳前障害基礎年金で利用する所得情報も取得するものと整理し、所得要件の審査に使用することとしている。このため平成 31 年から国民年金所得状況届連名簿の廃止を行ったところであり、廃止に伴う事務については、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴う事務取扱について」（平成 31 年 3 月 28 日付け年管管発 0328 第 3 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）により通知を行ったところである。

5. 市町村の生活保護部局との連携について

令和元年度は、制度施行初年度における対応として国保中央会ルートを用いて、市町村へ請求書（はがき型）の決定者リスト等を送付した。

令和 2 年度以降は、令和元年 12 月 26 日より、マイナンバー情報連携により、市町村が機構に対し、機構の保有する年金生活者支援給付金の支給に関する情報を照会することが可能となったため、生活保護部局にはこれを活用いただいている。

6. 年金生活者支援給付金の請求勧奨について

新たに年金生活者支援給付金を受給するためには、機構本部等から送付する請求書を提出する必要があるが、具体的には以下の区分に応じて、それぞれ関係書類が送付される。市町村の窓口においては、以下の区分に該当する者からの相談等があった場合は、適切な請求方法を提示するよう努めること。

- (1) 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしていることを機構が確認できた者

機構から、当該年 9 月頃から順次、機構本部宛ての請求書（はがき型）が送付される。当該請求書に氏名等を記入し、切手を添付し郵便ポストに投函すること。

- (2) 4 月 2 日以降に 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う者

機構から、65 歳の誕生月の約 3 ヶ月前に、年金生活者支援給付金請求書（様式 2）が、年金請求書に同封して送付される。年金請求書及び年金生活者支援給付金請求書を併せて年金事務所等※に提出すること。

※ いわゆる「第 1 号被保険者期間のみを有する者」等に係る請求は、Ⅲ 1（1）のとおり市町村に提出されるため留意が必要

(3) 特別支給の老齢厚生年金を受給している者

機構から、65歳の誕生月の前月末に年金請求書を送付する際に、給付金の支給要件に該当する者については、年金請求書と一体型の年金生活者支援給付金請求書（はがき形式）が送付される。当該請求書に切手を貼付し、郵便ポストに投函すること。

(4) 老齢基礎年金を繰上げ受給している者

機構から、65歳の誕生月の前月末に年金生活者支援給付金請求書（はがき形式）が送付される。当該請求書に切手を添付し、郵便ポストに投函すること。

(5) 障害・遺族年金を新規に請求する者

本人からの請求により、機構から年金請求書と年金生活者支援給付金請求書（様式2）が送付される。年金請求書と年金生活者支援給付金請求書を併せて年金事務所等※へ提出すること。

※ 第1号被保険者期間等に初診日等のある者に係る請求は、Ⅲ1（1）のとおり市町村に提出されるため留意が必要

(6) 共済組合へ基礎年金の請求書を提出する者

① 老齢基礎年金を新規に請求する者（共済組合期間のみの者）

共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）から、65歳の誕生月前※に年金請求書を送付する際に、年金生活者支援給付金のリーフレットを同封して送付される。このため、年金請求書は共済組合へ提出し、年金生活者支援給付金の請求を行う者は年金事務所又は年金生活者支援給付金専用ダイヤルに相談し、年金生活者支援給付金の請求書を別途入手し、年金事務所へ提出すること。

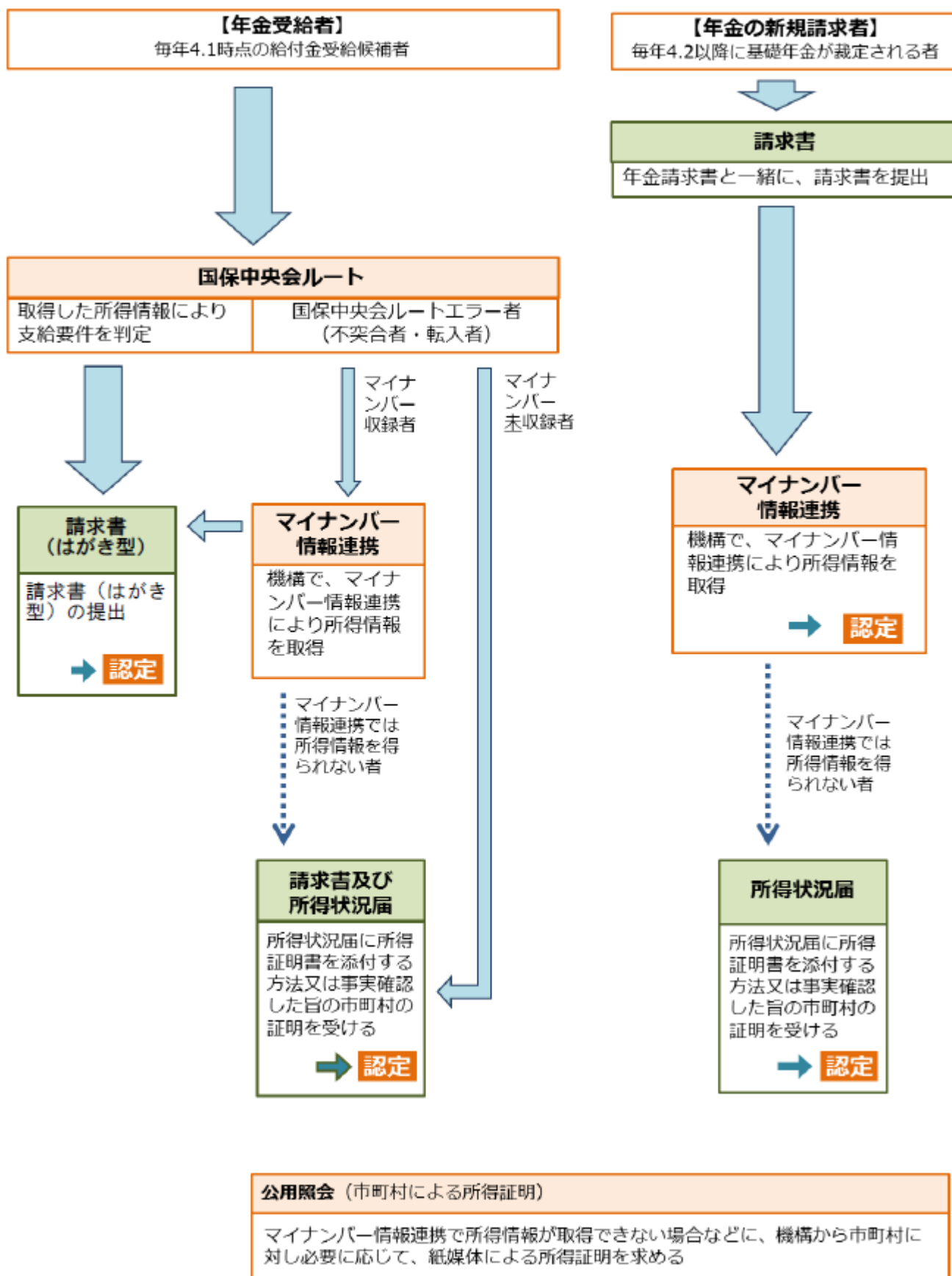
※ 共済組合によって送付時期が異なる

② 障害・遺族基礎年金を新規に請求する者

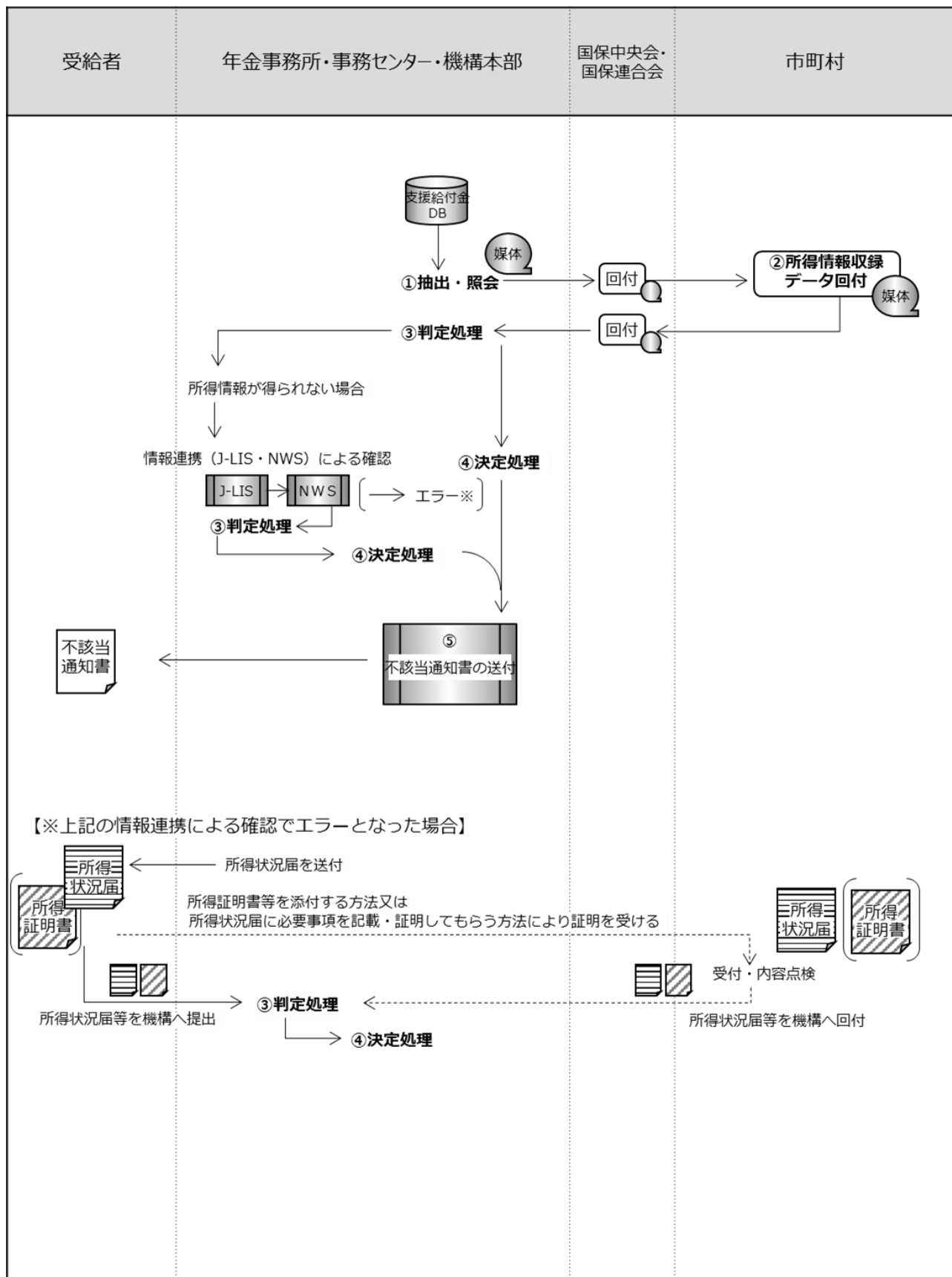
初診日が共済組合加入期間の者（障害）や共済組合加入期間中に死亡した加入者の家族等（遺族）に対して、当該者からの請求に基づき、共済組合から年金請求書を送付する際に、年金生活者給付金請求書等を同封して送付される。このため、年金請求書は共済組合へ、年金生活者支援給付金請求書は年金事務所へ提出すること。

7. 事務処理フロー図

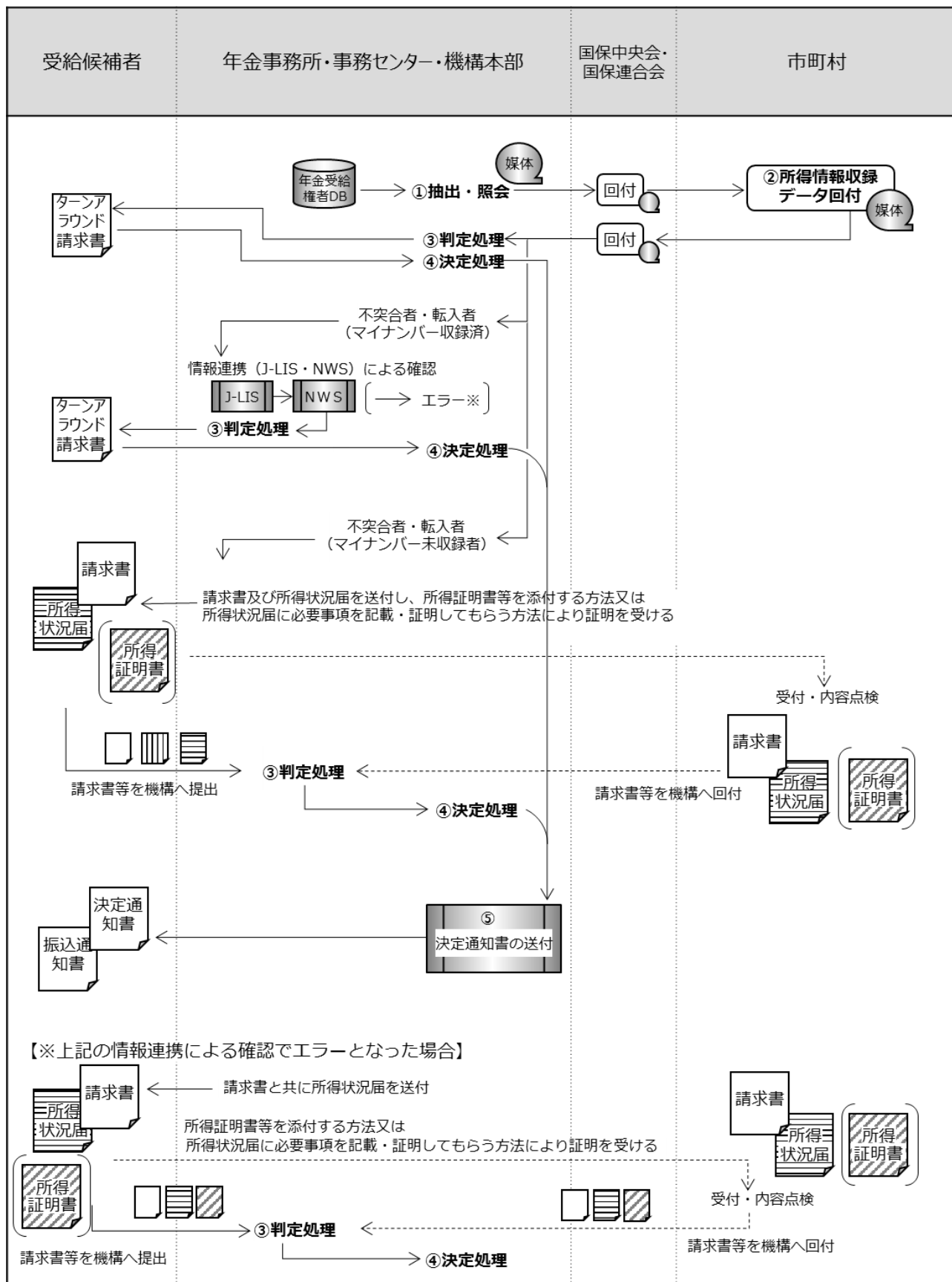
① 受給候補者及び新規請求者に係る所得確認のフローチャート



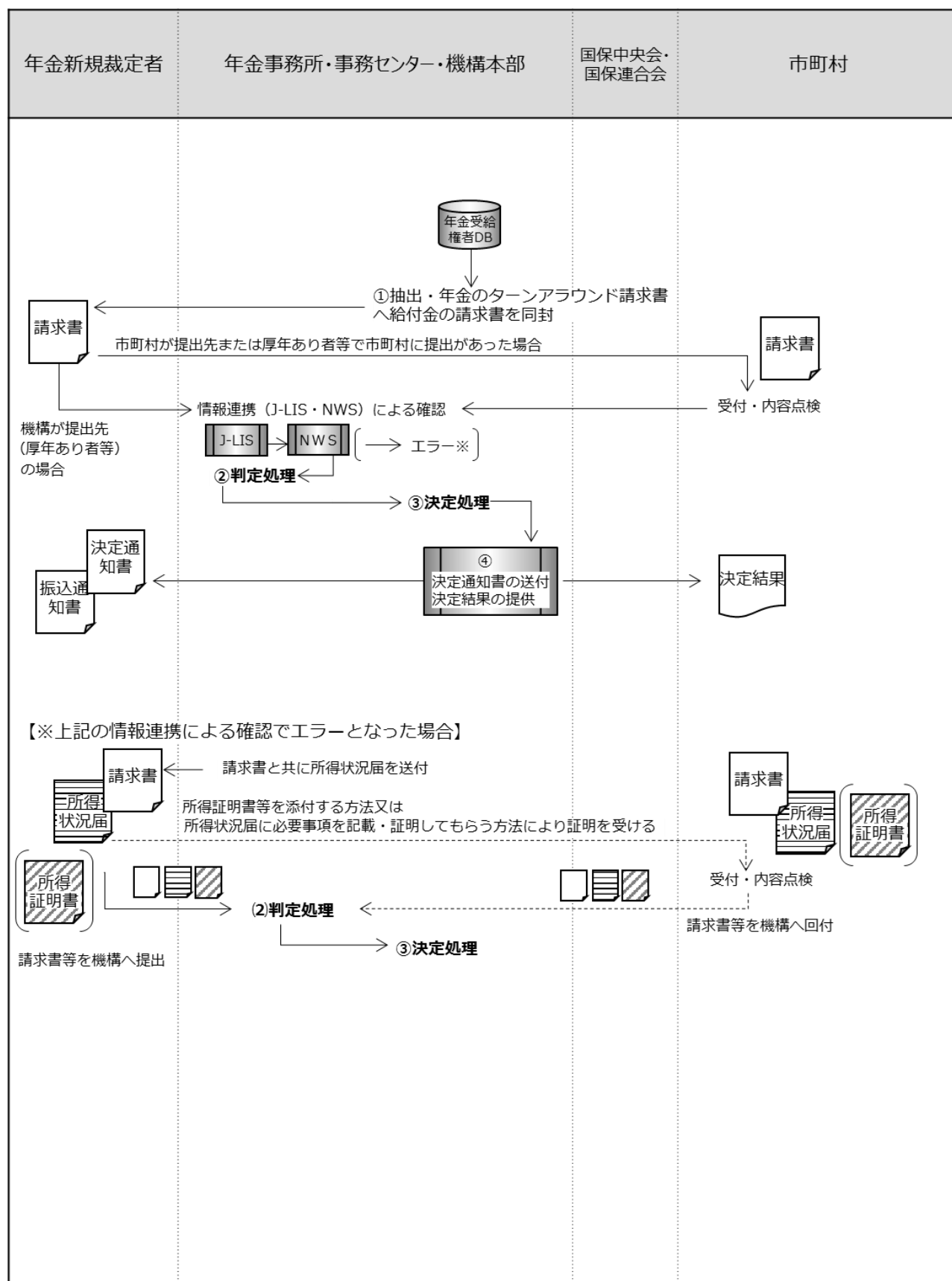
② 既受給者の継続認定処理



③ 受給候補者の新規認定処理



④ 年金の新規裁定請求と併せて請求する場合の所得情報確認及び手続



Ⅵ 様式集

※ 様式については本概要発出時点のものであり、今後変更があり得る。

- ① 年金生活者支援給付金請求書（はがき型）（様式 1）
- ② 年金生活者支援給付金請求書（請求書（はがき型）以外）（様式 2）
- ③ 未支払年金生活者支援給付金請求書（様式 3）
（未支給（未支払）年金・年金生活者支援給付金請求書）
- ④ 所得・世帯状況届（老齢・補足的老齢）（様式 4）
- ⑤ 所得状況届（障害・遺族）（様式 5）
- ⑥ 所得にかかる申立書（様式 6）
- ⑦ 所得・世帯状況の交付請求（老齢・補足的老齢）【公用照会】（様式 7）
- ⑧ 所得状況の交付請求（障害・遺族）【公用照会】（様式 8）
- ⑨ 年金生活者支援給付金不支給事由該当届（様式 9）
- ⑩ 年金生活者支援給付金受取機関変更届（様式 10）
- ⑪ 年金生活者支援給付金受給辞退申出書（様式 11）
- ⑫ 扶養親族に関する申立書（様式 12）

郵便はがき

お手数ですが
らくらく
お品出し
ください。

〒119-0182
杉並郵便局留
【東京都杉並区高井戸西3-5-24】
日本年金機構 行
カスタマーサポート

入居者氏名	
住所	姓・名

<切り取り線>

年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。												
①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号														
②氏名	フリガナ													
	氏						名							
③生年月日	1.明治 5.昭和 9.令和		3.大正 7.平成				年				月		日	
④住所	〒 ー													
	電話番号 ()													
⑤届出年月日	令和 年 月 日													

※ ①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※ 給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別		1. 老齢		2. 障害		3. 遺族	
⑤ 市区町 村受付	⑥ 年金口 座指定	⑦所得額					⑧ 世帯 区分
							円
⑨認定年月日				⑩請求年度		⑪所得証明対象年	
9 年 月 日							
⑫不支給 事由				⑬不支給事由該当年月日			
9 年 月 日							

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課（室）長	担当者



未支給年金・未支払給付金請求書

二次元コード

◎「記入上の注意」などをよく読んでから「記入ください」。

◎「基礎年金番号・年金コード」が不明なときは、年金事務所の窓口で「相談ください」。

◎「※」印欄は、記入しないでください。

45	46	48	【職員記入欄】 死亡した方が年金生活者支援給付金を受給されていた場合は右欄に☑ ☐
死亡した受給権者	① 基礎年金番号 および年金コード		基礎年金番号 年金コード (複数請求する場合は 右の欄に記入)
	② 生年月日		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	⑦ (フリガナ) 氏 名 (氏)		(名)
	③ 死亡した年月日		昭和・平成・令和 年 月 日

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の給付）の請求を希望しますか。※共済年金と国民（基礎）年金のみ受けていた方は、別途共済組合等に請求が必要です。 はい ・ いいえ

請求される方	⑤ (フリガナ) 氏 名 (氏)		⑥ 続柄		※続柄
	⑧ 郵便番号		① 電話番号		
	⑨ (フリガナ) ※住所コード		住所		
	個人番号		—請求される方の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。		
	⑦ 年金受取機関		⑩ (フリガナ)		
	1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 2. ゆうちょ銀行（郵便局） ☐ 公金受取口座として登録済の口座を指定		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に☑してください。 (公金受取口座については、2ページをご参照ください。)		口座名義人氏 名
	金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所
	年金送金先	金融機関コード	支店コード	(フリガナ)	本店 支店 出張所 本所 支所
	ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 ※	請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。	
	※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。 ※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面）を添付する場合または公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。				

㊤ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような方がいましたか。						
配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

㊦	死亡した方が三共済（JR、JT、NTT）・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合にご記入ください。
	死亡者からみて、あなたは相続人ですか。 (相続人の場合には、続柄についてもご記入ください。)
	はい ・ いいえ (続柄)

㊧	備考
---	----

請求される方が、別世帯の配偶者または子の場合	㊨ 別世帯となっていることについての理由書 次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。 (該当の理由に○印をつけてください。)	
	理由	請求者氏名
	1. 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。 (請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき。)	

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっていたが、生計を同じくしていた場合は「別居していたことについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などにお問い合わせください。

詳しくは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」をご覧ください。

令和	年	月	日	提出
年金事務所記入欄				
※遺族給付同時請求			有(上)・無	
※死亡届の添付			有・無	

市区町村 受付年月日

実施機関等 受付年月日

様式第一号（第二条第二項第三号及び第十七条第二項第三号関係）

老齡
補足的老齡

年金生活者支援給付金

所得・世帯状況届

日本年金機構理事長 殿

令和 年度

令和 年 月 日提出

住		所	
請 求 者	個人番号（又は基礎年金番号） 年金コード		
	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	合 計 所 得 金 額 （地方税法第292条第1項第13号）		円
	公 的 年 金 等 収 入 金 額		円
	公的年金等に係る雑所得の金額		円
	※ 前 年 所 得 合 計 額		円
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 1	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 2	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 3	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 4	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
世 帯 員 5	氏	名	
	生	年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	課 税 状 況 （ 均 等 割 ）		課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし
そ の 他			
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市町村長 ㊟			

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

備考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第二号 (第三十二条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号関係)

障害年金生活者支援給付金所得状況届
遺族

日本年金機構理事長 殿

令和 年度

令和 年 月 日提出

請 求 者	個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード		
	氏 名		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	住 所		
	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。 (1) 年齢16歳以上30歳未満の者 (2) 年齢70歳以上の者 (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払38万円以上受けている者		人
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無		有(70歳以上・70歳未満) ・ 無
	前 年 所 得 合 計 額		円
	控 除	雑 損	円
		医 療 費	円
		社 会 保 険 料	円
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円
		配 偶 者 特 別	円
		障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族及び同一 生計配偶者の合計数	人
		特別障害者である控除対象配偶者、 扶養親族及び同一生計配偶者の合計 数	人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり 親・勤労学生の特		障 ・ 特障 ・ 寡 ・ ひとり親 ・ 勤
地方税法附則第6条第1項の免除に 係る所得額		円	
※ 控 除 後 の 所 得 額		円	
そ の 他			
※ 審 査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日			市町村長 印

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

備 考 1. 用紙の寸法は、A列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

年金生活者支援給付金の請求用

所得にかかる申立書

☐ 私は、以下の理由により、自身の所得状況が確認できる書類を添付することができませんが、[前年（前々年） ・] 年に関しては、市町村民税が非課税であることを申し立てます。

☐ 私は、以下の世帯員について、[前年（前々年） ・] 年に関しては、市町村民税が非課税であることを申し立てます。

請求者	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日
	理由	☐ 海外居住者であったため ☐ その他 []					
世帯員1	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日
	理由	☐ 海外居住者であったため ☐ その他 []					
世帯員2	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日
	理由	☐ 海外居住者であったため ☐ その他 []					
世帯員3	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年	月	日
	理由	☐ 海外居住者であったため ☐ その他 []					

令和 年 月 日

基礎年金番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

〇〇市区町村長 殿

日本年金機構 〇〇年金事務所長 印

年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 37 条及び第 39 条に基づく収入の状況に関しての
請求について（老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金）

貴市区町村に住民登録していると思われる下記の者について、老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金の
審査・決定を行うにあたり、収入の状況を確認する必要があるため、お手数ですが下記の内容について証明
をお願いいたします。なお、該当者がいない場合は、その他欄へ該当者なしとして返送いただきますように
お願いいたします。

令和 年度		令和 年 月 日提出		
住 所				
請 求 者	基礎年金番号・年金コード			
	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
	合計所得金額 (地方税法第292条第1項第13号)	円		
	公 的 年 金 等 収 入 金 額	円		
	公的年金等に係る雑所得の金額	円		
	前 年 所 得 合 計 額	円		
	課税状況（均等割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし		
	転入前・転出先・住登外課税の場合 の住所及び異動日（転入出）	転入前・転出先・住登外課税 (平成・令和 年 月 日) ()		
世帯員 1	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
	課税状況（均等割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし		
	転入前・転出先・住登外課税の場合 の住所及び異動日（転入出）	転入前・転出先・住登外課税 (平成・令和 年 月 日) ()		
世帯員 2	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
	課税状況（均等割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし		
	転入前・転出先・住登外課税の場合 の住所及び異動日（転入出）	転入前・転出先・住登外課税 (平成・令和 年 月 日) ()		
世帯員 3	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
	課税状況（均等割）	課税 ・ 非課税 ・ 未申告 ・ 課税台帳なし		
	転入前・転出先・住登外課税の場合 の住所及び異動日（転入出）	転入前・転出先・住登外課税 (平成・令和 年 月 日) ()		
そ の 他				
※審 査				
上記のとおり、相違ありません。				
令和 年 月 日		市町村長 印		

※所定の事項が記載されていれば、別書式でも構いません。

〇〇市区町村長 殿

日本年金機構 〇〇年金事務所長 印

年金生活者支援給付金の支給に関する法律第 37 条及び第 39 条に基づく収入の状況に関しての
請求について（障害・遺族年金生活者支援給付金）

貴市区町村に住民登録していると思われる下記の者について、障害・遺族年金生活者支援給付金の審査・決定を行うにあたり、収入の状況を確認する必要があるため、お手数ですが下記の内容について証明をお願いいたします。なお、該当者がいない場合は、その他欄へ該当者なしとして返送いただきますようお願いいたします。

令和 年度		令和 年 月 日提出			
請求者	基礎年金番号・年金コード				
	氏名				
	生年月日		明治・大正・昭和・平成・令和	年	月 日
	住所				
	控除対象配偶者および扶養親族の合計数 注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。 (1) 年齢16歳以上30歳未満の者 (2) 年齢70歳以上の者 (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払38万円以上受けている者		人 (うち老人控除対象配偶者および老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数 未把握 ・ 人)		
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無		有（70歳以上・70歳未満） ・ 無 ・ 未把握		
	前 年 所 得 合 計 額		円		
	控除	雑損	円		
		医療費	円		
		社会保険料	円		
		小規模企業共済等掛金	円		
		配偶者特別	円		
		障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	人		
		特別障害者である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	人		
		障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障 ・ 特障 ・ 寡 ・ ひとり親 ・ 勤		
地方税法附則第 6 条第 1 項の免除に係る所得額	円				
控 除 後 の 所 得 額		円			
そ の 他		未申告 ・ 課税台帳なし			
転入前・転出先・住登外課税の場合の住所及び異動日（転入出）		転入前・転出先・住登外課税（平成・令和 年 月 日） ()			
審 査					
上記のとおり、相違ありません。					
令和 年 月 日		市町村長 印			

※所定の事項が記載されていれば、別書式でも構いません。

年金生活者支援給付金不支給事由該当届

	850	6	※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。											
①個人番号（マイナンバー） または基礎年金番号														
②氏名			フリガナ											
			姓					名						
③生年月日			1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和						年		月		日	
④住所			〒 —											
			電話番号 ()											
⑤不支給となった年月日			9. 令和						年		月		日	
⑥不支給となった理由			区分											
			03	ア. { 日本国内に住所を有しなくなった 刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁された 少年院その他これに準ずる施設に収容された										
			99	イ. その他 ()										

[記入上の注意]

- ・③欄の年号は、該当する年号の番号を○印で囲んでください。
- ・⑥欄の不支給となった理由は、該当するところの文字(ア又はイ)を○印で囲んでください。
- ・黒インクのボールペンで記入してください。

[その他の注意事項]

- ・支援給付金は不支給となった年月日の翌月分から支給が停止します。提出が遅延してしまうと、既に支払が行われている給付金をお返しいただくことがあります。
- ・不支給となった理由がなくなった場合に、再度給付金を受け取るためには、給付金の認定請求をする必要があります。

【日本年金機構職員記入欄】 ※以下、記入しないでください。

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者



受付登録コード			
1	8	4	1
入力処理コード		チェック	
7	4	4	1
年金		給付金	
0	4	4	0

年金受給権者 受取機関変更届
(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)

- ◎ 黒インクのボールペンでご記入ください。
- ◎ 裏面の注意事項をご確認のうえ、ご記入ください。
- ◎ ◆ 印欄はご記入いただく必要はありません。

令和 年 月 日 提出

①個人番号(または基礎年金番号) 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。		受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓してください。		変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。		②生年月日	
						明治	年
						大正	月
						昭和	日
						平成	
						令和	
受給権者氏名				電話番号		③出力要求	
(フリガナ)				-		◆ 1	
④郵便番号							
⑥(フリガナ)							
住所							

下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は左欄に✓してください。 ※公金受取口座については裏面をご覧ください。

変更後の受取機関		口座名義(カタカナでご記入ください)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 貯蓄預金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。 ※請求者の氏名フリガナと口座名義フリガナが同じであることをご確認ください。	
⑦ 1 金融機関	(フリガナ) 金融機関名	銀行 銀 金 信 農 信 信 漁 漁 庫 組 協 連 連 協	(フリガナ) 支店名	⑧金融機関コード	⑩預金種別
			本店	◆	1. 普通
			支店		2. 当座
			出張所		
			本店	⑨支店コード	
			支店		
				⑪預金通帳の口座番号(左詰め)	

◎ 変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

※ 通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面)を添付される場合は公金受取口座を指定する場合、金融機関の証明は必要ありません。

年金生活者支援給付金 受給辞退申出書

私は年金生活者支援給付金の受給を辞退したいので申出します。

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号 (または基礎年金番号)												
②氏名												
③生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和							年		月		日
④住所	〒 —											
⑤電話番号	— —											

【記入上の注意】

- ・①は、個人番号（マイナンバー）又は、基礎年金番号でご記入ください。
- ・②は、氏名ご記入ください。
- ・③の年号は、該当する文字を○で囲んでください。
- ・原則、この申出書を年金事務所等で受付した月の翌月分から不該当となります。
年金生活者支援給付金の受取りを希望される場合は改めて請求手続きが必要です。
- ・黒インクのボールペンでご記入ください。

【個人番号（マイナンバー）により申出する際の添付書類について】

本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①及び②を提示してください^{※1}。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

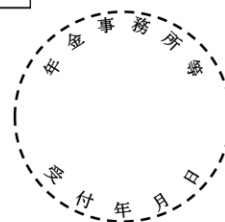
② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面、又は①及び②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

処理内容		事由	不該当年月日					
不該当 処理	原簿取消 処理	99		年		月		日
受理年月日	令和	年		月			日	



(保存期限：3年)

扶養親族に関する申立書

年金生活者支援給付金用

受給権者の基礎年金番号										
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 私(請求者又は受給権者)が扶養親族として申告している者のうち、前年12月末日において16歳以上19歳未満であった者を以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の扶養親族			扶養義務者
1	フリガナ		請求者又は 受給権者本人
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日生まれ	
2	フリガナ		請求者又は 受給権者本人
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日生まれ	
3	フリガナ		請求者又は 受給権者本人
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日生まれ	
4	フリガナ		請求者又は 受給権者本人
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日生まれ	

- 私(請求者又は受給権者)と生計を同じくする配偶者(同一生計配偶者)について、以下のとおり申し立てます。

同一生計配偶者		
フリガナ		所得金額 万円
氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生まれ	

※太枠内は必ず記入してください。また、同一生計配偶者の生年月日のあてはまる元号に○をしてください。

上記の記載内容は、所得税、地方税における申告を行っている場合、その申告内容と相違ありません。	
令和 年 月 日	
申立者 住所	
氏名	